**役員退任慰労金規程**

（総則）

第１条　この規程は、役員（取締役・監査役）が退任したときに支給する役員退任慰労金について定めるものである。

（退任の定義）

第２条　退任の時期は以下の各号に定めるときとする。

（１）任期満了

（２）辞任

（３）解任

（４）定年

（５）死亡

（株主総会の決議）

第３条　役員退任慰労金は株主総会の決議に従い、取締役会において決定した額とする。

（金額の算定）

第４条　役員退任慰労金の支給額は以下の計算式により計算した金額とする。

　　退任時の報酬月額　×　役員在任年数　×　功績倍率

２．役位の変更等によって、報酬月額に減額が生じた場合も、退任時の報酬月額は役員在任中の最高報酬月額を基準にすることができる。

３．在任年数は、１年未満の在勤期間は月割とし、１ヶ月未満の端数日がある場合にはこれを１ヶ月に切り上げる

４．各役位別の功績倍率は次のとおりとする。ただし、役位に変更ある場合には、役員在任中の最高位をもって最終役位とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 社長 | 3.0 |
| 副社長 | 2.7 |
| 専務取締役 | 2.5 |
| 常務取締役 | 2.3 |
| 取締役（常勤） | 2.0 |
| 取締役（非常勤・使用人兼務） | 1.5 |
| 監査役（常　勤） | 2.0 |
| 監査役（非常勤） | 1.5 |

（功労加算）

第５条　在任中の功績が顕著と認められた役員については、前条により計算した金額の他、功労金として５０％相当額を超えない範囲内で功労加算をすることができる。

（支給の時期）

第６条　役員退任慰労金は退任後速やかに支給する。ただし、やむを得ない事由によるときには支給時期を延期することがある。

（死亡役員への支給方法）

第７条　役員は自己の死後、退任慰労金を受け取る者を予め文書によって届け出ることができる。ただし、届出がない場合には死亡した役員の法定相続人のうち、取締役会で適当と認めた者に支給する。

附　則

（施行日）

本規程は、○○○○年○○月○○日から施行する。